



# 島根県報

平成30年6月1日（金）

第3,010号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成30年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（       "      ）	2
平成30年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（       "      ）	3
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	（水 産 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	（中 小 企 業 課）	4

### 【公 告】

平成30年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	（高 齢 者 福 祉 課）	7
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	9
公共測量の実施（2件）	（       "      ）	9

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における診療材料メドトロニックA d v i s a M R Iの購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	10
島根県立中央病院におけるアバステチン点滴静注用400ミリグラム／16ミリリットル外5品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	10
島根県立中央病院におけるアバステチン点滴静注用100ミリグラム／4ミリリットル外1品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	11
島根県立中央病院におけるレブラミドカプセル5ミリグラムの購入に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	12
島根県立浜田水産高等学校寄宿舎に係る随意契約の相手方等	（教 育 施 設 課）	12

**告 示****島根県告示第396号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年6月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第397号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町西阿用1437、1866－2、1866－14

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第398号**

平成30年島根県告示第127号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町東平原912－1から912－4まで	石川 久登
浜田市三隅町東平原587、1235、1244	田城 康博
浜田市三隅町東平原588、1239	田城 幸人
浜田市三隅町東平原1236－1	寺田 ウメノ
浜田市三隅町東平原1238	寺田 一雄

浜田市三隅町東平原1233、1234-1	寺田 花子
浜田市三隅町東平原1490	埴畑 稔

## 島根県告示第399号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

同一の単位とされる保安林	皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区 水源かん養保安林	910.41
斐伊川	1,551.60
神戸川	1,838.48
大田地区	79.20
邑智地区	1,608.62
那賀地区	1,100.39
美鹿地区	3,253.86
隠岐	249.58
浜山地区 防風保安林	2.20
湊原地区	1.00
長浜地区	2.84
湖陵町	2.40
多伎町	0.68
大田市	0.58
仁摩町	0.28
温泉津町	0.02
江津東地区	1.98
江津西地区	0.88
浜田東地区	5.30
益田東地区	1.34
益田西地区	3.08
江津東地区 飛砂防備保安林	1.38
大田市 干害防備保安林	0.86
津和野町	0.36
松江市 魚つき保安林	8.36
出雲市	10.92
大田市	9.90
江津市	0.44
浜田市	7.92
益田市	1.60
隠岐の島町	2.86

海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	21.78
斐伊川	〃	18.00
神戸川	〃	35.19
大田地区	〃	4.00
邑智地区	〃	106.87
那賀地区	〃	71.96
美鹿地区	〃	107.87
隠岐	〃	24.52
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	30.22
隠岐	〃	27.24

#### 島根県告示第400号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、平成30年6月4日から平成30年6月18日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 届出の概要

###### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田駅前ビルEAGA 島根県益田市駅前町1番30

###### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

益田市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

石見交通株式会社 取締役社長 小河 英樹 島根県益田市幸町2番63号

有限会社亀地 代表取締役 亀地 憲二 島根県益田市駅前町17番13号

片山 政祐 島根県益田市中島町口199番地2

亀地 憲二 島根県益田市多田町203番地37

郷原 良祐 島根県益田市元町16番9号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

タクミ商事株式会社 代表取締役社長 椋 忠次郎 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 益田市長 牛尾 郁夫 島根県益田市常盤町1番1号

島田 幸満彦 島根県益田市駅前町15番22号

(変更後) 益田市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社日の丸 代表取締役 田村 勝則 島根県益田市駅前町23番17号

株式会社ソリッド 代表取締役 平野 一貴 広島県広島市安佐南区高取南三丁目19番10号

有限会社詩仙堂 代表取締役 田村 均 山口県岩国市麻里布町一丁目3番15号

有限会社藤井運動具店 代表取締役社長 家氏 誠一郎 島根県松江市雑賀町227

有限会社いわみふるさとネット 代表取締役 城市 創 島根県益田市高津二丁目4-27

株式会社ブランド・タクミ 代表取締役 高橋 伴典 島根県益田市駅前町17番1号

その他未定

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社愛スポーツ 代表取締役 川上 修 島根県松江市東津田町1736-1

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成24年8月1日 (益田市長 山本 浩章)

平成20年8月27日 (島田 満博)

(3)イ：平成22年10月1日

2 届出年月日

平成30年5月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市駅前町17-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江本店 島根県松江市乃白町496番4

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地

### (3) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地

### (4) 変更の年月日

平成30年4月1日

## 2 届出年月日

平成30年5月24日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

---

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 島根県出雲市小山町468番地4外、渡橋町1174-1外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地

### (3) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地

### (4) 変更の年月日

平成30年4月1日

## 2 届出年月日

平成30年5月24日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# 公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成30年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験の日時

(1) 試験日 平成30年10月14日(日)

(2) 試験開始時刻 午前10時

## 2 試験会場

試験地	試験会場(所在地)
松江市	島根大学松江キャンパス(松江市西川津町1060)
浜田市	島根県立大学浜田キャンパス(浜田市野原町2433-2)

## 3 受験資格

受験日前日において介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の2による業務従事期間要件を満たす者であること。

## 4 試験の内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- (3) 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- (4) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

## 5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成30年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成30年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験(見込)証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成30年10月19日(金)までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

### (4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ その他受験資格を確認するために必要な書類

## 6 受験手数料

7,070円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること(収入証紙には消印をしないこと)。

## 7 受験申込受付期間及び提出先

### (1) 受付期間

- ア 平成30年6月12日(火)から同年7月11日(水)まで
- イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、必ず簡易書留にて郵送すること(7月11日までの消印のあるもの限り受け付ける)。

### (2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 8 受験票の交付

受験票は、郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

## 9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

#### 10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

#### 11 その他

##### (1) 交通手段

松江会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

##### (2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

##### (3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-5798）にすること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

基本測量（三角点改測）

基本測量（電子基準点現地調査）

#### 2 作業期間

平成30年7月1日から平成31年1月31日まで

#### 3 作業地域

三角点改測 隠岐郡隠岐の島町

電子基準点現地調査 浜田市、益田市、鹿足郡吉賀町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県浜田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 作業期間

平成30年5月17日から平成31年2月28日まで

#### 3 作業地域

浜田市三隅町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国

土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
平成30年5月24日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域  
出雲市及び雲南市地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 診療材料名及び予定数量  
メドトロニック A d v i s a M R I 53個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月29日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額  
小西医療器(株)出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町5-59 722,970円/個
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日  
平成30年2月16日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 医薬品名、規格・包装及び予定数量
  - (1) アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1瓶、501瓶

- (2) キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4ml 1瓶、186瓶
  - (3) ソリリス点滴静注300mg、300mg30ml 1瓶、80瓶
  - (4) オブジーボ点滴静注100mg、100mg10ml 1瓶、118瓶
  - (5) アブラキサン点滴静注用100mg、100mg 1瓶、770瓶
  - (6) ポマリストカプセル4mg、PTP7カプセル、81箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月28日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
- (1) 上記1(1)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 南波 信一郎 島根県出雲市塩冶町1563-1 138,230円/瓶
  - (2) 上記1(2)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 南波 信一郎 島根県出雲市塩冶町1563-1 330,840円/瓶
  - (3) 上記1(3)の医薬品  
㈱セイエル出雲営業所 所長 高見 修 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 543,749円/瓶
  - (4) 上記1(4)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 南波 信一郎 島根県出雲市塩冶町1563-1 252,285円/瓶
  - (5) 上記1(5)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 南波 信一郎 島根県出雲市塩冶町1563-1 42,650円/瓶
  - (6) 上記1(6)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店 支店長 島崎 聡夫 島根県出雲市浜町96番1 384,843円/箱
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日  
平成30年2月16日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

  - (1) アバスチン点滴静注用100mg/4ml、100mg 4ml 1瓶、817瓶
  - (2) リツキサン注10mg/ml、50ml 1瓶、160瓶

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月28日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額

## (1) 上記1(1)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 南波 信一郎 島根県出雲市塩冶町1563-1 36,375円/瓶

## (2) 上記1(2)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 南波 信一郎 島根県出雲市塩冶町1563-1 140,650円/瓶

## 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 6 特例公告を行った日

平成30年2月16日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

## 1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

レブラミドカプセル5mg、PTP40カプセル、117箱

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 落札者を決定した日

平成30年5月21日

## 4 落札者の氏名、住所及び落札金額

(株)サンキ出雲支店 支店長 島崎 聡夫 島根県出雲市浜町96番1 337,781円/箱

## 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 6 特例公告を行った日

平成30年4月10日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年6月1日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

## 1 物品等又は役務の名称及び数量

島根県立浜田水産高等学校寄宿舎 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年5月10日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 随意契約に係る契約金額

91,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

8 特例公告を行った日

平成30年3月30日